

**GRIガイドライン対照表**

項目	指標	Page and/or Web	開示項目
<b>ビジョンと戦略</b>			
1.1	組織にとっての持続可能性の適合性とその戦略に関する組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明	P.2	トップメッセージ
1.2	主要な影響、リスクおよび機会の説明	P.2	トップメッセージ
<b>組織概要</b>			
2.1	組織の名称	P.4 Web	会社情報 会社概要
2.2	主要なブランド、製品および/またはサービス	Web	事業内容
2.3	主要部署、事業会社、子会社および共同事業などの組織の経営構造	P.3~6	黒田電気について
2.4	組織の本社の所在地	Web	国内拠点
2.5	組織が事業展開している国の数および大規模な事業展開を行っている、あるいは報告書中に記載されているサステナビリティの課題に特に関連のある国名	P.5 Web Web	主要関連会社 平成27年3月期 決算短信 事業報告書
2.6	所有形態の性質および法的形式	Web	事業報告書
2.7	参入市場（地理的内訳、参入セクター、顧客/受益者の種類を含む）	Web	平成27年3月期 決算短信
2.8	報告組織の規模（従業員数、純売上高、負債、株主資本に区分した総資本、提供する製品又はサービスの量他）	P.4 Web	会社情報・財務報告 平成27年3月期 決算短信
2.9	以下の項目を含む規模、構造または所有形態に関して報告期間中に生じた大幅な変更 (1) 施設のオープン、閉鎖および拡張などを含む所在地または運営の変更 (2) 株式資本構造およびその資本形成における維持および変更業務	Web	平成27年3月期 決算短信
2.10	報告期間中の受賞歴	-	報告期間中の受賞は非該当
<b>報告書のプロフィール</b>			
3.1	提供する情報の報告期間（会計年度/暦年など）	P.1	編集方針
3.2	前回の報告書発行日（該当する場合）	Web	2014年6月29日
3.3	報告サイクル（年次、半年ごとなど）	P.1	編集方針
3.4	報告書またはその内容に関する質問の窓口	背表紙	お問い合わせ先
<b>報告書のスコープおよびバウンダリー</b>			
3.5	報告書の内容を確定するためのプロセス	-	-
3.6	報告書のバウンダリー（国、部署、子会社、リース施設、共同事業、サプライヤーなど）	P.1	編集方針
3.7	報告書のスコープまたはバウンダリーに関する具体的な制限事項	P.1	編集方針
3.8	共同事業、子会社、リース施設、アウトソーシングしている業務および時系列での、および/または報告組織間の比較可能性に大幅な影響を与える可能性があるその他の事業体に関する報告の理由	P.1	編集方針
3.9	報告書内の指標およびその他の情報を編集するために適用された推計の基となる前提条件および技法を含む、データ測定技法および計算の基盤	-	-
3.10	以前の報告書で掲載済みである情報を再度記載することの効果の説明、およびそのような再記述を行う理由（合併/買収、基本となる年/期間、事業の性質、測定方法の変更など）	P.26	環境パフォーマンス
3.11	報告書に適用されているスコープ、バウンダリーまたは測定方法における前回の報告期間からの大幅な変更	-	今回の報告より、ガソリン消費量（スコープ1）を加味してCO2排出量を算定（前回の報告までは、電力使用量（スコープ2）のみでCO2排出量を算定）
<b>GRI内容索引</b>			
3.12	報告書内の標準開示の所在場所を示す表	Web	GRIガイドライン対照表
<b>保証</b>			
3.13	報告書の外部保証添付に関する方針および現在の実務慣行。サステナビリティ報告書に添付された報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基盤を説明する。また、報告組織と保証の提供者との関係を説明する。	-	-

ガバナンス			
4.1	戦略の設定または全組織的監督など、特別な業務を担当する最高統治機関の下にある委員会を含む統治構造(ガバナンスの構造)	P.14	コーポレート・ガバナンス
4.2	最高統治機関の長が執行役員を兼ねているかどうか(兼ねている場合は、組織の経営におけるその役割と、このような人事になっている理由)	-	-
4.3	単一の理事会構造を有する組織の場合は、最高統治機関における社外メンバーおよび/または非執行メンバーの人数を明記	P.14	コーポレート・ガバナンス
4.4	株主および従業員が最高統治機関に対して提案または指示を提供するためのメカニズム	P.14 P.16	株主総会 黒田電気グループホットライン
4.5	最高統治機関メンバー、上級管理職および執行役についての報酬(退任の取り決めを含む)と組織のパフォーマンス(社会的および環境的パフォーマンスを含む)との関係	P.14	コーポレート・ガバナンス
4.6	最高統治機関が利害相反問題の回避を確保するために実施されているプロセス	P.14	コーポレート・ガバナンス
4.7	経済、環境、社会的テーマに関する組織の戦略を導くための、最高統治機関のメンバーの適正および専門性を決定するためのプロセス	P.14	コーポレート・ガバナンス
4.8	経済的、環境的、社会的パフォーマンス、さらにその実践状況に関して、組織内で開発したミッション(使命)およびバリュー(価値)についての声明、行動規範および原則	P.8 P.9~P.10 P.15~P.16	企業理念・社是・綱領 国連グローバル・コンパクト(GC)への加盟/ミレニアム開発目標とCSR活動との関係 黒田電気グループ・コンプライアンス行動規範
4.9	組織が経済的、環境的、社会的パフォーマンスを特定し、マネジメントしていることを最高統治機関が監督するためのプロセス。関連のあるリスクと機会を特定かつマネジメントしていること、さらに国際的に合意された基準、行動規範および原則への支持または遵守を含む	P.9~P.10 P.11~12 P.15~18	国連グローバル・コンパクト(GC)への加盟/ミレニアム開発目標とCSR活動との関係 2014年度CSR活動の目標と主な実施項目/2015年度CSR活動の目標 コンプライアンス/リスクマネジメント
4.10	最高統治機関のパフォーマンスを、特に経済的、環境的、社会的パフォーマンスという観点で評価するためのプロセス	P.14	コーポレート・ガバナンス

外部のイニシアティブへのコミットメント			
4.11	組織が予防的アプローチまたは原則に取り組んでいるかどうか、およびその方法はどのようなものかについての説明	P.23~26	品質・環境マネジメントシステム
4.12	外部で開発された、経済的、環境的、社会的憲章、原則あるいは組織が同意または受諾するその他のイニシアティブ	P.9~P.10 Web	国連グローバル・コンパクトへの加入/ミレニアム開発目標とCSR活動との関係 国連グローバル・コンパクト/ミレニアム開発目標
4.13	(企業団体などの)団体および/または国内外の提言機関における会員資格	Web	グローバル・コンパクト・ジャパンネットワーク(加入企業・団体一覧)

ステークホルダー参画			
4.14	組織に参画したステークホルダー・グループのリスト	-	-
4.15	参画してもらうステークホルダーの特定および選定の基準	P.15~16	黒田電気グループ・コンプライアンス行動規範
4.16	種類ごとの、およびステークホルダー・グループごとの参画の頻度など、ステークホルダー参画へのアプローチ	P.6	お取引先様とのパートナーシップ/株主・投資家様とのパートナーシップ
		P.20~21	教育支援活動/環境貢献活動
		P.22	地域・家庭貢献活動及びその他の社会貢献活動
		P.23~26 P.27~30	品質・環境マネジメントシステム 従業員とともに
4.17	ステークホルダー参画を通じて浮かび上がった主要な課題および懸案事項と、それらに対して組織がどのように対応したか	P.11	2014年度CSR活動の目標と主な実施項目

経済			
マネジメントアプローチに関する開示			
経済的パフォーマンス			
EC1	収益、事業コスト、従業員の給与、寄付およびその他のコミュニティへの投資、内部留保、および資本提供者や政府に対する支払いなど、創出および分配した経済的価値	Web	平成27年3月期決算短信
EC2	気候変動による、組織の活動に対する財務上の影響およびその他のリスクと機会	-	-
EC3	確定給付型年金制度の組織負担の範囲	-	-
EC4	政府から受けた相当の財務的支援	-	-
市場での存在感			
EC5(追加)	主要事業拠点について、現地の最低賃金と比較した標準的新入社員賃金の比率の幅	-	-
EC6	主要事業拠点での地元のサプライヤーについての方針、業務慣行および支出の割合	-	-
EC7	現地採用の手順、主要事業拠点で現地のコミュニティから上級管理職となった従業員の割合	-	-
間接的な経済的影響			
EC8	商業活動、現物支給、または無料奉仕を通じて主に公共の利益のために提供されるインフラ投資およびサービスの展開図と影響	P.20~21 P.22	教育支援活動/環境貢献活動 地域・家庭貢献活動及びその他の社会貢献活動
EC9(追加)	影響の程度など、著しい間接的な経済的影響の把握と記述	-	-

<b>環境</b>			
MA-01	マネジメントアプローチに関する開示	P.23～26	品質・環境マネジメントシステム
<b>原材料</b>			
EN1	使用原材料の重量または量	-	-
EN-2	リサイクル由来の使用原材料の割合	-	-
<b>エネルギー</b>			
EN-3	一次エネルギー源ごとの直接的エネルギー消費量	-	-
EN-4	一次エネルギー源ごとの間接的エネルギー消費量	-	-
EN-5	省エネルギーおよび効率改善によって節約されたエネルギー量	-	-
EN-6	エネルギー効率の高いあるいは再生可能エネルギーに基づく製品およびサービスを提供するための優先取り組みおよび、これらの優先取り組みの成果としてのエネルギー必要量の削減量	-	-
EN-7	間接的エネルギー消費量削減のための優先取り組みと達成された削減量	-	-
<b>水</b>			
EN-8	水源からの総取水量	-	-
EN-9	取水によって著しい影響を受ける水源	-	-
EN-10	水のリサイクルおよび再利用が総使用水量に占める割合	-	-
<b>生物多様性</b>			
EN-11	保護地域内、あるいはそれに隣接した場所および保護地域外で生物多様性の価値が高い地域に所有、賃借、あるいは管理している土地の所在地および面積	-	-
EN-12	保護地域および保護地域外で生物多様性の価値が高い地域での生物多様性に対する活動、製品およびサービスの著しい影響の説明	P.21 Web	環境貢献活動 企業の森・黒田電気(川西市黒川)
EN-13	保護または復元されている生息地	P.21	環境貢献活動
EN-14	生物多様性への影響をマネジメントするための戦略、現在の措置および今後の計画	Web	黒田電気の考え
EN-15	事業によって影響を受ける地域内の生息地に生息するIUCN(国際自然保護連合)のレッドリスト種(絶滅危惧種)および国の絶滅危惧種リストの数。絶滅危険性のレベルごとに分類	-	-
<b>排出物、廃水および廃棄物</b>			
EN-16	重量で表記する、直接および間接的な温室効果ガスの総排出量	P.26	環境パフォーマンス
EN-17	重量で表記する、その他の関連ある間接的な温室効果ガス排出量	-	-
EN-18	温室効果ガス排出量削減のための優先取り組みと達成された削減量	-	-
EN-19	重量で表記する、オゾン層破壊物質の排出量	-	-
EN-20	種類別および重量で表記するNOx、SOxおよびその他の著しい影響を及ぼす排気物質	-	-
EN-21	水質および放出先ごとの総排水量	-	-
EN-22	種類および廃棄方法ごとの廃棄物の総重量	P.26	環境パフォーマンス
EN-23	著しい影響を及ぼす漏出の総件数および漏出量	-	-
EN-24	バーゼル条約付属文書I、II、IIIおよびIVの下で有害とされる廃棄物の輸送、輸入、輸出あるいは処理の重量および国際輸送された廃棄物の割合	-	-
EN-25	報告組織の排水および流出液により著しい影響を受ける水域の場所およびそれに関連する生息地の規模、保護状況および生物多様性の価値を特定する	-	-
<b>製品およびサービス</b>			
EN26	製品およびサービスの環境影響を緩和する優先取り組みと、影響削減の程度	P.26	製品含有化学物質管理への対応
EN27	カテゴリー別の、再生利用される販売製品およびその梱包材の割合	-	-
<b>遵守</b>			
EN28	環境規制への違反に対する相当な罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数	-	-
<b>輸送</b>			
EN29(追加)	組織の業務に使用される製品、その他物品および原材料の輸送および従業員の移動からもたらされる著しい環境影響	-	-
<b>総合</b>			
EN30(追加)	種類別の環境保護目的の総支出および投資	-	-

<b>社会</b>			
<b>(1) 労働慣行とディーセント・ワーク(公正な労働条件)パフォーマンス指標</b>			
<b>雇用</b>			
LA1	雇用の種類、雇用契約および地域別の総労働力	-	-
LA2	従業員の総離職数および離職率の年齢、性別および地域による内訳	-	-
LA3(追加)	主要な業務ごとの、派遣社員またはアルバイト従業員には提供されないが正社員には提供される福利	-	-
<b>労使関係</b>			
LA4	団体交渉協定の対象となる従業員の割合	-	-
LA5	労働協定に定められているかどうかも含め、著しい業務変更に関する最低通知期間	-	-
<b>労使安全衛生</b>			
LA6(追加)	労働安全衛生プログラムについての監視および助言を行う公式の労使合同安全衛生委員会の対象となる総従業員の割合	-	-
LA7	地域別の、傷害、業務上疾病、損失日数、欠勤の割合および業務上の総死亡者数	-	-
LA8	深刻な疾病に関して、労働者、その家族またはコミュニティのメンバーを支援するために設けられている、教育、研修、カウンセリング、予防および危機管理プログラム	P.27～30	従業員とともに
LA9(追加)	労働組合との正式合意に盛り込まれている安全衛生のテーマ	-	-

研修および教育				
LA10	従業員のカテゴリ別の、従業員あたり年間平均研修時間	P.27～30		従業員とともに
LA11(追加)	従業員の継続的な雇用適性を支え、キャリアの終了計画を支援する技能管理および生涯学習のためのプログラム	P.27～30		従業員とともに
LA12(追加)	定期的パフォーマンスおよびキャリア開発のレビューを受けている従業員の割合	-		-
多様性と機会均等				
LA13	性別、年齢、マイノリティーグループおよびその他の多様性の指標に従った、統治体(経営管理職)の構成およびカテゴリ別の従業員の内訳	-		-
LA14	従業員のカテゴリ別の、基本給与の男女比	-		-
<b>(2) 人権パフォーマンス指標</b>				
投資および調達への慣行				
HR1	人権条項を含むあるいは人権についての適正審査を受けた、重大な投資協定の割合とその総数	-		-
HR2	人権に関する適正審査を受けた主なサプライヤーおよび請負業者の割合と取られた措置	-		-
HR3(追加)	研修を受けた従業員数を含め、業務に関連する人権の側面に関わる方針および手順に関する従業員研修の総時間	-		-
無差別				
HR4	差別事例の総件数と取られた措置	-		-
結社の自由				
HR5	結社の自由および団体交渉の権利行使が著しいリスクに曝されるかもしれないと判断された業務と、それらの権利を支援するための対策	-		-
児童労働				
HR6	児童労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務と、児童労働の防止に貢献するための対策	P.15～16		黒田電気グループ・コンプライアンス行動規範
強制労働				
HR7	強制労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務と、強制労働の防止に貢献するための対策	P.15～16		黒田電気グループ・コンプライアンス行動規範
保安慣行				
HR8(追加)	業務に関連する人権の側面に関する組織の方針もしくは手順の研修を受けた保安委員の割合	-		-
先住民の権利				
HR9(追加)	先住民の人権に係る違反事例の総件数と、取られた措置	-		-
<b>(3) 社会パフォーマンス指標</b>				
コミュニティ				
S01	参入、事業展開および撤退を含む、コミュニティに対する事業の影響を評価し、管理するためのプログラムと実務慣行の性質、適用範囲および有効性	-		-
不正行為				
S02	不正行為に関するリスクの分析を行った事業単位の割合と総数	-		-
S03	組織の不正行為対策の方針および手順に関する研修を受けた従業員の割合	-		-
S04	不正行為事例に対応して取られた措置	-		-
公共政策				
S05	公共政策の位置づけおよび公共政策開発への参加およびロビー活動	-		-
S06(追加)	政党、政治家および関連機関への国別の献金および現物での寄付の総額	-		-
非競争的な行動				
S07(追加)	非競争的な行動、反トラストおよび独占的慣行に関する法的措置の事例の総件数とその結果	-		総件数はゼロだが、未報告
遵守				
S08	法規制の違反に対する重要な罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数	-		法規制違反はなしだが、未報告
<b>(4) 製品責任のパフォーマンス指標</b>				
顧客の安全衛生				
PR1	製品およびサービスのライフサイクルを通じた安全衛生の影響について、改善のために評価が行われているライフサイクルのステージ、ならびにそのような手順の対象となる主要な製品およびサービスのカテゴリの割合	-		-
PR2(追加)	製品およびサービスの安全衛生の影響に関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	-		-
製品およびサービスのラベリング				
PR3	各種手順により必要とされる製品およびサービス情報の種類と、このような情報要件の対象となる主要な製品およびサービスの割合	-		-
PR4(追加)	製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	-		-
PR5(追加)	顧客満足度を測る調査結果を含む、顧客満足に関する実務慣行	-		-
マーケティング・コミュニケーション				
PR6	広告、宣伝および後援を含むマーケティング・コミュニケーションに関する法律、基準および自主規範の遵守のためのプログラム	-		-
PR7(追加)	広告、宣伝および後援を含むマーケティング・コミュニケーションに関する法律、基準および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	-		-
顧客のプライバシー				
PR8(追加)	顧客のプライバシー侵害および顧客データの紛失に関する正当な根拠のあるクレームの総件数	-		総件数0(ゼロ)だが、未報告
遵守				
PR9	製品およびサービスの提供および使用に関する法規の違反に対する相当の罰金の金額	-		法規制違反はなしだが、未報告